

損益通算の可否/ゴルフクラブ退会に伴う預託金の返還

【裁判年月日等】平成 17 年 7 月 27 日/名古屋地裁/判決 平成 17 年（行ウ）第 3 号

【判決結果】 納税者敗訴・原告控訴

【裁判経過】 控訴審・名古屋高裁平成 17（行コ）48 号、平成 17 年 12 月 21 日判決、
控訴棄却

はじめに

今回取り上げる裁判例は、ゴルフクラブから退会する際に返還された預託金（150 万円）とゴルフ会員権の取得価額（560 万円）との差額が、譲渡所得の損失に該当するか否か等が争われた事例（名古屋地裁平成 17 年 7 月 27 日判決、名古屋高裁平成 17 年 12 月 21 日判決）について検証する。

本件は、原告（納税者）が預託金会員制のゴルフクラブの会員権を売却しようと考えたが、しかし、市場価格は預託金より低く、むしろ、退会して預託金返還請求権を行使した方が多くの金額が手に入るのので、所属するゴルフクラブを退会して預託金の返還を請求したものである。

そこで、原告は、その返還された預託金と本件ゴルフ会員権の取得価額との差額が譲渡所得上の損失に当たるとして、他の所得と損益通算した上、確定申告をした。しかし、税務署長は、その差額は譲渡所得上の損失に当たらないとして、平成 14 年の所得税について、更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分をしたので、原告がそれらの取消しを求めた事案である。

I 主たる争点

① ゴルフ会員権の取得価額と、ゴルフクラブから退会するに返還を受けた預託金との差額が、譲渡所得の計算上損失に当たるか否か。

② 返還された預託金と取得費用との差益には課税し、差損は考慮しないとの課税庁の取扱いが課税公平の原則に違反するか否かが争われた。

II 事案の概要

地裁判決は、次のとおり判示して、原告の請求を棄却した。控訴審については一部につき削除されたが、原審の判断を維持し、控訴を棄却している。

① 預託金会員制ゴルフ会員権については、会員が、預託金返還請求権を行使する前提として、ゴルフ場経営会社に対し、ゴルフクラブを退会する旨の意思表示をすることを必要としており、かかる意思表示によって、ゴルフ場の優先的利用権やその後の会費納入義務などの権利義務関係は消滅し、ゴルフ会員権の内容としては、無利息でゴルフ場経営会社に据え置かれている預託金の返還請求権を残すのみであると解され、ゴルフクラブからの退会に伴って預託金返還請求権を行使することは、ゴルフ場経営会社に対する金銭債権の行使にはほかならないと解される。そこで、金銭債権が譲渡所得の基因となる資産に該当するかを検討するに、被告は、所得税法 33 条 1 項にいう資産とは、同条 2 項各号に規定する資産及び金銭債権以外の一切の資産をいうと主張し、所得税基本通達 33-1 も、これに沿う内容となっている。このように、明文の規定がないにもかかわらずおよそ金銭債権のすべてを譲渡所得の基因となる資産から除外する見解は、金銭債権の譲渡により生じる利益なるものは、その債権の元本の増加益すなわちキャピタル・ゲインそのものでなく、期間利益に相当するものであるとの理解に基づいていると考えられるが、現実の経済取引の実体に照らせば、金銭債権の譲渡金額は、むしろ債務者の弁済に対する意思及び能力（に関する客観的評価）によって影響を受けることが多く、これは元本債権そのものの経済価値の増減、すなわちキャピタル・ゲイン（ロス）というべきであるから、上記理解は一面的に過ぎるとの批判は免れ難い。

② 被告人の主張によると、預託金返還請求権の行使につき、損失が生じた場合と利益が生じた場合とで所得税上の所得の計算における取扱いに区別が存在することは明らかである。かかる区別の理由として、被告は、無利息の金銭債権については、雑所得（利息）が発生する余地がなく、雑所得の基因となる資産には該当しないため、預託金返還請求権の行使による損失及びその譲渡から生じた損失は、いずれも貸倒損失であるが、この損失を斟酌すべき所得税法上の規定はないからであると主張するところ、この見解を支える理論的根拠としては、譲渡所得の基因となるべき資産に金銭債権が含まれないとする見解と同様、金銭債権の譲渡差益は、すべからず期間利息の性質を有するというものとし推認される。そして、ある所得を損益通算の対象とするか否かについては、立法府が、当該所得の性格や担税力を考慮し、総合課税になじむか否かを専門的、政策的に判断した上で、決すべきものであるから、基本的に立法裁量に属するというべきところ、所得税法 69 条が課税公平の原則に反するものということとはできない。

Ⅲ 預託金会員制ゴルフ会員権とは

預託金会員制ゴルフ会員権は、ゴルフクラブに入会しようとする者が、ゴルフ場を経営する会社と入会契約をし、預託金を払うことで生じる形式のゴルフ会員権である。契約内容は、①ゴルフ場施設の優先利用権、②一定の据置期間後預託金の返還を請求できる権利、③年会の納入義務等を定めた契約を交わす契約上の地位と解されている。このほかわが国における

ゴルフクラブの事業形態に、社団法人制、株主会員制がある。

IV 本事例に対する検討

① ゴルフ会員権の譲渡と課税関係

ゴルフクラブの会員は、上記 4 で述べた三種類がある。その中で、社団法人制、株主会員制のゴルフ会員権の譲渡に当たっては、その株式又は出資の譲渡が行われるので、その会社が存在している限り、そのゴルフクラブが開場前であれ閉鎖の状態であれ、ゴルフ場等の施設利用権の譲渡に類似する有価証券の譲渡として課税され（措令 25 の 8 ②）、また、預託金会員制に分類されるゴルフクラブの会員権の譲渡については、その会員証とともに入会金預り証（入会金預り証が会員証と一体となっているものもある。）が引き渡される。しかし、預託金会員制に分類されるゴルフクラブの会員であることを証する入会金等の預り証は、金銭を預かっている証拠証券であるが、その入会金等のみの返還請求権だけを会員たる地位から切り離して第三者に譲渡できるかについては、次のような考え方から否定的に考えられる。すなわち、入会金等の返還請求権の譲渡は必然的に会員の名義変更を伴うものであり、返還請求権と会員たる地位とが不可分であればこそ、純然たる金銭債権である入会金返還請求権の譲渡につき会社の承認を要求しているものと考えられている（田代有嗣「旬刊商事法務研究」NO.365 P26）。

上記の考え方及び社団法人制、株主会員制に分類されるゴルフ会員権の譲渡の場合との整合性を図るため、この通達では、そのゴルフクラブがオープンされているかどうかにかかわらず、その会員権の譲渡が営利を目的として継続的に行われるものを除き譲渡所得に該当することを明らかにしている（所基通 33-6 の 2、高倉明他「所得税基本通達逐条解説」182 頁以下）。

② 資産の意義と資産損失

○ 資産の意義

税法上、資産について定義はないが、譲渡所得について規定している。

譲渡所得は、「資産の譲渡」による所得であるが、資産とは、法 33 条 2 項各号に規定する資産及び金銭債権以外の一切の資産をいい、当該資産には、借家権又は行政官庁の許可、認可、割当て等により発生した事実上の権利も含まれる（所基通 33-1）としている。

この通達起案者の解説によれば、金銭債権の譲渡による所得は、その債権の元本の増加益（すなわちキャピタル・ゲインそのもの）ではなく事業所得又は雑所得に該当する金利に相当するものであると考えられるから、金銭債権は、譲渡所得の基因となる資産には該当しないと（高倉明他「所得税基本通達逐条解説」172 頁）としている。

○ 資産損失の取扱い

現行所得税法は、各種の資産損失のうち、資産の譲渡損失のほかは、事業所得・不動産所得・雑所得の計算上控除される資産損失の必要経費算入、所得控除として雑損控除が認められているだけで、これらに該当しない場合には損失の控除は認められていない。

V 学識者の見解

従来からゴルフ会員権の譲渡による損失が損益通算できるか否かは、訴訟事例の先例は見られなかったが、審判所の裁決レベルではあった。他方、本件と同種の預託金返還請求権が譲渡所得の基因となる資産に該当するか否かが争点となった裁決事例は、いくつかあった。次に参考に、学識者の見解を取り上げてみたい。

○ 金子宏東京大学名誉教授の見解

「ゴルフクラブからの退会は、会員権の譲渡にあたり、退会に伴って返還される預託金は、会員権の譲渡の対価として譲渡所得の収入金額にあると解すべきであろう。返還される預託金が会員権の取得に要した金額を下回る場合には、投下資本の回収に不足する金額として譲渡損にあると解すべきである。」と述べられている。

○ 増田英敏専修大学教授の見解

「ゴルフ会員権を手放す場合には、まず市場価格が経済的に有利であれば、市場を通じて譲渡するであろう。ところが市場価格が預託金返還額を下回る場合には、退会の手続を経由して預託金の返還を求めるのが経済合理性にかなった行為と言える。」「そうすると、退会は、会員権を譲渡する際の合理的選択肢の1つと言えよう。手続的側面からは譲渡手続と退会手続は異なるが、退会は、実質的には譲渡の一形態と言える。」「よって、本件判旨に賛成することはできない。」としている。

○ 伊藤義一前麗澤大学教授の見解

「しかし、国民が一定の経済的目的を達成しようとする場合、私法上は複数の手段、形式が考えられる場合があるが、私的自治の原則ないし契約自由の原則に基づき、その判断によって特定の法的手段、法的形式を選択した以上、課税要件が充足されるか否かの判断も、当該手段、形式に即して行われるべきことは当然である。本件ゴルフクラブの会則上退会手続と会員権譲渡の手続は区別されており、手続面でも効果面でも、これを同一のものとして解することはできないところ、Xは、ゴルフ会員権取引市場での市況などを勘案した上、その意思に基づいて退会手続を取った上での預託金返還請求権の途を選択したのであるから、かかる法的手段、形式に則した課税上の効果を受けることはやむを得ないというべきである。」「結論として、本件ゴルフ会員権の取得費用と、Xがゴルフクラブから退会する

に当たって返還を受けた預託金との差額は、譲渡所得上の損失に当たらず、したがって、損益通算規定も働かないというべきである。」「この点において、本件判決は妥当である。」と述べている。

おわりに

ゴルフ会員権を手放す場合には、まず業者の市場価格が高ければ、業者を通じて譲渡するであろう。ところが市場価格が預託金より下回っていれば、退会の手続をして預託金の返還を求めるのが、手許に入る金額を考えると当然と思う。

ところで、個人の所有するゴルフ会員権が「資産」に該当し、これを売却することが「譲渡」に該当することは当然と思っていた。税務上は、個人が所有するゴルフ会員権を第三者に譲渡した場合には、取得価額と譲渡価額との差益は所得税では譲渡所得とされ、その差損は譲渡損失とされて損益通算することができる。(ゴルフ会員権でもゴルフ場経営会社の破産による損失は対象外であり、税制面でゴルフ会員権の「特別扱い＝損益通算が可」がいつまでも続くとは限らないし、不公正だとの意見も聞かれる。)

今回本判決を挙げてみたが、所得税法上、ゴルフ会員権の取得価額と返還された預託金との差額をどのように取り扱うかについては、判決はいくつかありましたが、裁判所が判断した先例は見あたらないところでした。

参考文献

金子 宏『租税法〔第13版〕』(弘文堂、2008年)

菅野浅雄『判例・裁決からみたゴルフ会員権をめぐる税務事例』(大蔵財務協会、2007年)

岡 正晶「再建型倒産手続により権利変更されたゴルフ会員権の譲渡所得課税」(税務事例研究 VOL.88. 2005. 11)

佐藤英明「給与所得者とゴルフ会員権の譲渡損失」(税務事例研究 VOL.44. 1998. 7)